
プロジェクト	継続企業に関する会計基準の開発
項目	継続企業に関する会計基準の開発の進め方

本資料の目的

1. 本資料は、継続企業に関する会計基準の開発に関して、事務局による論点の整理及び会計基準の開発の方向性に関する提案を示すことを目的としている。

これまでの経緯

2. 継続企業の前提に関する評価及び開示については、これまで監査基準及び監査基準報告書 570「継続企業」（以下「監基報 570」という。）及び監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）等に定められている。

（日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管プロジェクト）

3. 当委員会及び日本公認会計士協会は、日本公認会計士協会が公表した企業会計に関する実務指針（Q&A を含む。以下「実務指針等」という。）を当委員会に移管するプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）についての考え方を示した上で関係者からの意見を募集することを目的として、2023 年 6 月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
4. 意見募集文書では、日本公認会計士協会が公表した実務指針等を「会計に関する指針のみを扱う実務指針等」と「会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等」の 2 つの分類に分けた上で、会計に関する指針のみを扱う実務指針等については、内容的に当委員会が所管することが適切と考えられるため、該当するすべての実務指針等を移管プロジェクトの対象として移管を進める考えを示した。一方、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、継続企業と後発事象について実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を行い、それ以外の実務指針等については移管プロジェクトにおける検討の対象外とする考えを示した。
5. その後、2024 年 6 月に当委員会は、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「調査研究文書」という。）を公表した。調査研究文書では、移管の実行可能性に関する評価及び基準開発の範囲に関する考察を示している。

（移管の実行可能性に関する評価）

6. 調査研究文書では、継続企業に関する実務指針等の移管の実行可能性に関して次の内容を記載している。

- (1) 報告第 74 号、監査基準及び監基報 570 を会計に関する内容と監査に関する内容に切り分けて、会計に関する指針に相当すると考えられる記載について、当委員会が開発する会計基準で用いられる表現に見直した上で移管することは可能と考えられる。
- (2) 移管に際して、移管指針については、実務指針等の名称を移管指針の体系に合わせるように変更することを除き、移管前の実務指針等の内容を変更しないこととしていることから、継続企業に関する実務指針等の内容を会計基準等で用いられる表現に見直した上で移管する場合、移管指針としてではなく、新たな会計基準として開発することになると考えられる。

(基準開発の範囲)

7. また、調査研究文書では、継続企業に関する基準開発の範囲に関して次の内容を記載している。

(1) 継続企業の前提の評価期間の起点

報告第 74 号においては、継続企業の前提に係る評価期間については少なくとも貸借対照表日の翌日から 1 年間とされている。一方、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) では ISA 570 「継続企業」 (以下「ISA 570」という。) を改訂するプロジェクトが進められており、2023 年 4 月に改訂 ISA 570 の公開草案が公表され、継続企業の前提の評価期間の起点を期末日から財務諸表の承認日に変更することが提案されている。また、現時点では当該提案の方向で ISA 570 を最終化することが見込まれている。

このため、国際監査基準の改正への対応に関連して、ISA 570 及び我が国の監査基準の改訂がなされた場合には会計基準への影響について検討することが必要となると考えられることから、今後開発する継続企業に関する会計基準において「財務諸表の公表の承認日」の概念を取り入れるかどうかについても基準開発において検討することが考えられる。¹

(2) 継続企業の前提に関する判断基準

過去の審議において検討された論点である「企業の清算若しくは事業停止の意図がある」とされる範囲及び「企業の清算若しくは事業停止の意図」をもつ主体について結論を出すことができるかに関しては、当委員会における過去の審議において検

¹ 第 537 回企業会計基準委員会 (2024 年 12 月 3 日開催) において、後発事象に関する会計基準の開発にあたって「財務諸表の公表の承認日」の概念の取り入れの検討を行うこととしているため、継続企業に関する会計基準の開発においては、両基準の関係に留意することが必要と考えられる。

討が途中段階で止まったことを踏まえると対応が難しい可能性があると考えられる。しかしながら、継続企業の前提に関する判断基準を作成することについて会計基準の開発ニーズがあったことを踏まえると、これらの論点についても基準開発の範囲に含めて検討を行うことが考えられる。

今後の進め方

8. 本資料第 6 項に記載のとおり、継続企業に関する会計基準の開発は、移管プロジェクトの一環で進めているものである。
9. ここで、仮に ISA 570 の改訂が公開草案の提案どおりに最終化され、かつ、我が国の監査基準が ISA 570 の改訂内容を反映するように改訂が行われる場合、我が国の監査基準との整合性を図ることを目的として、本資料第 7 項(1)の継続企業の前提の評価期間の起点を「貸借対照表日」から「財務諸表の公表の承認日」へ変更するかどうかについて次の点を含めて検討することが考えられる。

国際的な会計基準との整合性の観点では、米国会計基準（FASB Accounting Standards Codification の Subtopic 205-40「財務諸表の表示—継続企業」では、財務諸表の公表日（又は財務諸表が公表可能となった日）から 1 年以内に継続企業として継続する企業の能力に重要な疑義を生じさせるような状況又は事象が生じるかどうかの評価を行うことが求められている（ASC 205-40-50-1 項）一方、国際会計基準（IAS）第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）では、経営者は、将来（少なくとも報告期間の期末日から 12 か月は必要であるが、それに限定されない）に関するすべての入手可能な情報を検討することが求められている（IAS 第 1 号第 26 項）²。

10. また、本資料第 7 項(2)の継続企業の前提に関する判断基準を定めるかどうかについては、次の点を考慮する必要があると考えられる。
 - (1) 過去の審議において検討された論点である「企業の清算若しくは事業停止の意図がある」とされる範囲及び「企業の清算若しくは事業停止の意図」をもつ主体について結論を出すことができるかに関しては、仮に IAS 第 1 号の定めと同一の定めを取り入れる場合、当委員会における過去の審議において検討が途中段階で止まったことを踏まえると対応が難しい可能性がある。

² 2024 年 4 月に IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」が公表されたことに伴い、IAS 第 1 号第 26 項の定めは IAS 第 8 号「財務諸表の作成の基礎」第 6L 項にそれぞれ引き継がれている（定めの内容に変更はない。）。なお、当該定めについて現時点では改訂が行われるかどうかは定かではない。

(2) 現状、継続企業の前提に関する判断基準は定められていないが、実務上の対応は行われているものと考えられるため、緊急性は高くないと考えられる。

11. 本資料第 8 項に記載のとおり継続企業に関する会計基準の開発は移管プロジェクトの一環で進めているものであることを踏まえると、報告第 74 号を会計基準に移管することを優先的な課題とし、次のようにフェーズ分けしながら対応を行うことが考えられるかどうか。

(1) フェーズ 1 (本プロジェクトの範囲) : 報告第 74 号を当委員会の会計基準に移管することが優先的な課題であるため、報告第 74 号で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する³。また、本資料第 7 項(1)の検討課題については、国際監査基準と整合性を図るべきかどうかについて検討を行う。

(2) フェーズ 2: 本資料第 7 項(2)の検討課題について、このフェーズで検討を実施する。また、他に継続企業に関する実務を変更することが考えられる論点があれば、このフェーズにおいて検討を実施する。

(本プロジェクトの進め方)

12. 具体的には、フェーズ 1 として次の順で検討を進めることが考えられる。

- (1) 報告第 74 号の定めの内容について移管する対象 (会計に関する定め) の特定
- (2) 継続企業の前提の評価期間の起点 (本資料第 7 項(1)の検討課題) の検討
- (3) 会計基準等の文案の検討

ディスカッション・ポイント

今後の進め方についてご意見を伺いたい。

以 上

³ 「会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する」ことは、報告第 74 号の定めの内容をそのまま移管する場合であっても、会計基準の構成 (会計基準に含めるか、適用指針又は実務対応報告に含めるか等) 及び表現等は、当委員会でこれまで公表してきた会計基準等との整合性等を考慮し、現行の実務を変更しない範囲で見直した上で移管することを検討することを意味している。